案

資料④

令和８年９月７日

宍粟市長　福 元　晶 三　様

宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会
委員長　林　　昌　彦

第３次宍粟市総合計画及び第３次宍粟市地域創生総合戦略の策定について
（答　申）

令和７年 11 月６日付け、宍公地第 251 号により本委員会に諮問されました「第３次宍粟市総合計画及び第３次宍粟市地域創生総合戦略」の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり成案を得ましたので、ここに答申します。

なお、貴職におかれては、下記の本委員会の意見を踏まえて計画策定に努められたい。

記

１　第３次宍粟市総合計画案は、宍粟市のまちづくりを進めるうえで指針となるものである。宍粟市のまちづくりは「人と自然が輝き　みんなで創る　夢のまち」という将来像を掲げてきたが、第２次宍粟市総合計画（平成 28 年度～平成 37 年度）以降、人口減少対策を最重要課題としてきた。他方、第３次宍粟市地域創生総合戦略案は、人口減少抑制及び地域活性化の観点から取り組むべき重点目標を整理している。総合計画と地域創生総合戦略とは実質的に一体を成すものであり、これまでの取組を一層深化させることを意図している。以下、これらを一括して本案という。

２　本案が議論の前提としている人口ビジョンは、第２次宍粟市地域創生総合戦略と同様、中期目標（2040 年時点）を 25,200 人、長期目標（2060 年時点）を 21,000 人としている。これは、令和２（2020）年国勢調査の確定数を出発点とする推定値（2040 年時点で 23,317 人、2060 年時点で 13,744 人）を上回る目標設定であり、容易に達成できるものでないことは承知している。しかしながら、市民が安心して住み続けることができるようにするために、力を注ぐ必要があると考える。そして、ここで肝心なことは、人口が減少する中にあっても、人々が身体的、精神的そして社会的に良い状態（ウェルビーイング）を保ち得ることである。この点を忘れずに取り組んでいただきたい。

3　本案で把握された課題は、いずれも一時的で個別的なものではなく、他の課題と相互に関連していることから、総合的な対策をとることが必要である。このように課題が長期化・複雑化する中で、市民生活を支える行政の役割は一層重要となっている。それにもかかわらず、今後の財政見通しは一層厳しくなるものと予想される。本案では「効率的で持続可能な行財政の推進」を掲げているが、これは「共創によるまちの発展」と表裏一体である。単に歳出抑制に取り組むのではなく、必要な場合には既成概念にとらわれることなく、柔軟な発想で課題に取り組むことを期待するものである。

4　本案に掲げた政策を推進するためには、市民、事業者等及び行政がそれぞれの違いを理解したうえで、対等な立場で意見を交わし、互いに補い合う関係の中で取り組むことが必要である。このような共創の関係を創り出すためには、それを担う人材が不可欠である。「まちづくりは人づくり」と言われる所以である。人口減少の影響により地域の諸活動を担う人材の不足が懸念されていることから、新たな担い手の育成には特に意を用いていただきたい。

5　市民、事業者等と共に課題に取り組む行政の職員には、法令や規則に基づく職務能力に加えて、市民、事業者等の参画のもとに計画を立案し、それらの人々と協働して計画を実施する能力、すなわち、政策形成能力を高めることが求められる。その際、デジタル技術の活用は喫緊の課題である。それは業務の効率化にとどまらず、市民サービスの向上、さらに参画と協働を促進する対話の手段として活用することまでを視野に入れて取り組んでいただきたい。

6　本案に掲げた目標を達成するには、目標指標（KGI）に基づいて適時に進捗度を測定し、進捗管理を行うことが必要である。ただし、測定すること自体が重要なのではなく、測定結果と関連する情報を市民、事業者等及び行政の間で共有し、政策の実効性を高めていくことに留意していただきたい。

7　最後に、本案の趣旨が市民、事業者等及び行政の一人ひとりに届くよう、あらゆる機会を通じて周知されたい。その際、一方的に伝えるのではなく、タウンミーティングのような対話の場を設けることに努めていただきたい。

以上